

様式第7号ア（認定を受けようとする課程を有する大学・学科等における教員養成の目標等に関する書類）

（１）大学・学科の設置理念

①大学

学校法人川崎学園の創設者である川崎祐宣は、1956（昭和31）年、「敬天愛人」を基本理念とした、障がいのある子どもやお年寄りのための総合医療福祉施設「旭川荘」の設立を経て、1991（平成3）年、「医療」「福祉」「教育」の統合の集大成として、川崎医療福祉大学を設立した。「敬天愛人」とは、天を敬い人を愛する人間尊重の精神であり、生命の尊厳を大切にし、すべての人が共生できる人間尊重の社会の実現を目指すものである。

大学名の由来となった「医療福祉」とは、学園創設者である川崎祐宣が1950年代に提唱した言葉であり、「人間尊厳の確立を究極の目的とし、医学・社会・文化の統合的視点から人を理解し、健康・安心・自立の実現のために実践すること」を意味する。「人間教育」と「実践教育」を教育の主たる特徴に据える本学は、大学理念を「人間（ひと）をつくる 体をつくる 医療福祉学をきわめる」と定め、「人類への奉仕のあり方を追求し、より豊かな福祉社会の創造的担い手を育成すること」を教育理念とする。単なる医療職や福祉職、教育職などの専門職人材養成ではなく、医療福祉の理念に精通した良き医療福祉人を育成することが本学の使命である。現在では、5学部17学科、大学院（修士課程／博士後期課程）3研究科14専攻を有する総合大学であり、「医療福祉学」を担う総合科学の拠点として発展を遂げている。

②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

医療福祉学部医療福祉学科は、医療・保健・福祉の現場を含む社会全体の中で、さまざまな課題を持つ人たちを医学モデルと社会モデルの両視点から総合的に理解し、ソーシャルワークの基盤に立ち、適切な対人援助サービスを展開できる医療福祉専門職を養成することを目的として、開学時の1991（平成3）年に創設された。その後、高等学校教諭一種免許状（福祉）や特別支援学校教諭一種免許状（聴覚障害者・知的障害者に関する教育の領域）の教職課程認定を受け、教育職の人材養成にも取り組んでいる。そして、これまでの教職課程における高等学校教諭及び特別支援学校教諭を多く輩出してきた実績と、学校教育を取り巻く社会的背景に対応できる本学科が目指す人材育成観を踏まえ、2025（令和7）年度よりコース制を新たに導入し、社会福祉士等を養成する「ソーシャルワークコース」と、小学校教諭及び特別支援学校教諭を養成する「初等・特別支援教育コース」の2コースを新設する。

医療福祉学科の各コースに共通する学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は、以下の通りである。

- 1）一人の人間として、他者と共に生きるための豊かな心を持ち、対人援助専門職にふさわしい幅広い教養、豊かな感性、人間を理解する視点、並びに国際的コミュニケーション能力を身につける。
- 2）豊かな人格形成の基本を身につけ、医療・保健・福祉・教育に関わる基礎的な学力を養うとともに、人文科学、社会科学、自然科学などの専門領域を超えて、社会で生じる課題の背景を探究する姿勢を身につける。
- 3）医療福祉という総合的な視点を持ち、学際的に議論する力の修得を通して、物事の本質を見抜き、人々の生活における多様な課題を解決・軽減できる判断力・行動力を養う。
- 4）4年間にわたる体系的な学習を通して、対人援助専門職に求められる価値に立脚した知識、技術を習得した上で、専門職として学び続ける覚悟を持つ。
- 5）次世代を担う子どもを始め、すべての人が自由と尊厳を保障された社会を実現できる専門

職としての能力を身につける。

「初等・特別支援教育コース」の定員は40名であり、本コース卒業時の学位として、「学士（医療福祉教育学）」を授与する。この学位は、本学科のディプロマ・ポリシーに基づき、「障害のある児童を含むすべての児童一人ひとりに対する教育的愛情を持ち、医療・保健・福祉の観点に基づく豊かな人間性と生きる力を育む教育専門職業人としての基礎的な資質能力を身に付ける」ことを到達目標とし、証明するものである。こうした教育専門職業人（職業として教師）の育成は、本学が目指す教育理念と一致している。本コースは小学校教諭一種免許状の取得を卒業要件とし、教育と医療福祉に関する高度な専門性と豊かな教養を身につけた教員の養成を主たる目的としている。また、本学科で既に教職課程認定されている特別支援学校教諭免許課程の領域に、新たに、視覚障害者・肢体不自由者・病弱者に関する教育の領域についても学ぶことができるようにすることで、すべての領域に関する高度な専門的知識と実践的指導力を持ち合わせた小学校教諭及び特別支援学校教諭の輩出を目指す。

（２）教員養成の目標・計画

①大学

川崎医療福祉大学の理念と教育理念を踏まえ、「高度な科学性と専門性が求められる医療・保健・福祉についての専門家であると同時に、青少年及び教育についての知見と社会変化に対応できる十分な教育能力を有する教員を養成すること」を教員養成の理念と定めている。本学では、次の教員養成に関するカリキュラム、学習環境・学生支援体制、組織・運営体制を全学的に整備し、この理念の実現を図っている。

【カリキュラム】

各学科のカリキュラム・ポリシーを踏まえ、4年間を通して、教職課程科目相互とそれ以外の学科科目などとの系統性の確保を図りながら教員養成カリキュラムを編成しており、シラバスでは各科目の学習内容や評価方法などを明確に示している。教育実習での着実な実践力向上となるよう、実習参加に必要な履修要件を設定している。教職実践演習では履修カルテを用いて自身の学修履歴と教育活動（教育支援ボランティアを含む）に関する取り組みを振り返り、課題を意識化した上で学修を進めることができるよう指導を行っている。

【学習環境・学生支援体制】

学校種・免許教科に関わらず、学生の実態やニーズに応じて使用できる教職課程支援室と教職課程演習室を整備し、教職課程部門併任教員による、教職に関する様々な相談・指導・支援を提供している。学生は教職課程の授業をはじめ、教員採用試験に向けた教職関連資料や書籍・雑誌などを閲覧することが可能であり、自ら学び成長することができる環境を整えている。また、教職に就いている卒業生の協力を得て、教育実習に向けた心構えや教師としてのやりがい、教員採用試験に向けた学習や取り組み方法などを具体的に示す機会を設け、学生の教職キャリアに対するモチベーションの維持・向上と将来展望の醸成を図っている。さらに、関係諸機関や地域との連携により、外部から依頼のあった教育支援ボランティア活動などについては、全学の教職課程履修学生に広く告知し、参加を促すとともに、幅広い教育活動に取り組めるよう積極的な情報発信に努めている。

【組織・運営体制】

教職課程を円滑に運営するため、教職課程部門を全学組織として設置し、教職に関わる全体の企画・管理を行っている。さらに、各学校種・免許教科（幼稚園教諭一種、中学校・高等学校教諭一種（保健体育）、高等学校教諭一種（保健）、高等学校教諭一種（福祉）、特別支援学校教諭一種（聴覚障害者・知的障害者に関する教育の領域）、特別支援学校教諭一種（肢体不自由者・病弱者に関する教育の領域）、養護教諭一種、栄養教諭一種）担当によって構成する教職課程委員会を定期的開催し、学科の枠を超えた全学的な連携・協議を行っている。また、教職課程科目担当教員は、中央教育審議会答申や教員養成関係情報について相互に適宜共有し合い、学生の教員養成に一丸となって取り組めるよう体制強化を常に図っている。教育実習先との手続きや申請業務などについては事務部教務課が担当するなど、教員と職員の協働体制を構築している。

②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

医療福祉学科では、本学科の設置理念の源流にある「すべての人が共生できる人間尊重の社会の実現」を目指す人間尊重の精神を引き継ぎ、本学の教員養成に対する理念を踏まえ、「教育と医療福祉に関する高度な専門性と豊かな教養を身につけ、障害の有無にかかわらず児童一人ひとりの可能性を最大限に引き出し、豊かな人間性と生きる力を育むことができる教師」を養成する。本学科はこれまでも高等学校教諭一種（福祉）、特別支援学校教諭一種（聴覚障害者・知的障害者に関する教育の領域）を全国に輩出してきた実績がある。また、学科教員は学校や地域における様々な教育活動にも取り組んでいる。

例）・通常学級における発達障害児童支援

- ・家庭の状況などを踏まえた児童への教育
- ・TEACCH（Treatment and Education of Autistic and related Communication handicapped Children）プログラムによる自閉症・発達障害支援の研究及び実践
- ・教育委員会の要請による不登校児童に対する担任教員への教育指導や助言
- ・早期発見の必要性が指摘されている児童の精神疾患への理解を促すための小学校教員研修
- ・生活困難を抱える児童に対する居場所づくりや学習支援などの具体的支援の展開
- ・教育シンポジウムの開催

このように教育活動への経験豊富な学科教員による指導体制のもと、社会福祉士等を養成する「ソーシャルワークコース」に加え、小学校教諭や特別支援学校教諭を養成する「初等・特別支援教育コース」を新設する。医療福祉学科「初等・特別支援教育コース」では、小学校教諭一種免許状の取得を卒業要件とし、医療福祉、発達障害や特別支援教育に関する知識や支援方法等の知識・技能を身につけるための専門科目を提供する。初等・特別支援教育コース卒業時の学位については、学士（医療福祉教育学）を授与する。

具体的には、全学的な教員養成の取り組みに加え、以下のカリキュラムを整え、本学科が養成したい教師像の実現を図っていく。

【カリキュラム（小学校教諭免許課程）】

教育の理念や歴史、教職の意義や職務内容等に関する基礎的理解をはじめ、特別活動、道徳、総合的な学習の時間等の指導法、生徒指導、教育相談に関する科目を、4年間を通じて学ぶことができるカリキュラムを編成する。教科指導においては、国語、社会、算数、理科、生活、音

楽、図画工作、家庭、体育、外国語（英語）のすべての教科について、教科の専門的事項を学修した後に、指導法を学ぶことができるよう系統性を確保する。また、教科に関する専門的な知識や基礎的な指導方法だけではなく、すべての教科の指導法についての授業体験や模擬授業を通して、アクティブラーニングの視点、ICTを活用した指導力の育成、また、特別支援教育の視点に重点を置いた実践的指導力を学生が身につけられるよう指導を徹底する。算数、理科、音楽、図画工作、体育、外国語（英語）の各教科については、小学校においてより高度で専門的な知識と指導技術が求められることから、教科の専門的事項に関する科目を2科目開講し、教師としての教科専門性の向上を図る。教育実践に関する科目については、学校体験活動と小学校教育実習を連動させた学修を計画している。倉敷市教育委員会との連携による大学周辺での協力校実習を予定している。学校体験活動と小学校教育実習は、同じ小学校での実施を想定しており、長期的にわたる児童との関わりや学校実務に対する補助的な役割を継続して担うことで、小学校教員としての使命感や責任感を深めるとともに、学生の能力や教職への適性を理解する好機とする。

【カリキュラム（特別支援学校教諭免許課程）】

特別支援に係るすべての領域、具体的には、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者（身体虚弱者を含む）に関する教育の領域において、心理・生理・病理及び教育課程、指導法等の教育に関する科目の履修を通して、特別支援教育に関する専門的な知識や指導方法の修得を目指す。また、「発達障害児教育総論」「障害児教育総論」「重複障害児教育総論」を開講し、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者に関するすべて領域についての学修を深められるようカリキュラムを編成する。

特別支援学校教育実習は、岡山県教育委員会及び倉敷市教育委員会との連携により、岡山県内又は倉敷市内の特別支援学校（盲学校、聾学校を含む）での協力校実習を予定している。特別支援学校教育実習に向けては、事前指導において児童・生徒の障害の程度や多様性、個々の児童・生徒に対する指導内容と方法について十分に理解を促し、教育実習を通して学修をより深化させられるよう指導を徹底する。

【カリキュラム（初等・特別支援教育コース）】

「社会福祉の原理と政策」及び「ソーシャルワークの基盤と専門職」の2科目は、学科両コース共通の卒業必修科目として1年次に開講する。学生は、医療福祉に関する専門性の基礎を学ぶことによって、教育と医療福祉の関係性の把握や相互連携の重要性を常に意識しながら、4年間の学修に取り組むことができるようになる。

「インクルーシブ教育と支援」「障害特性アセスメント」「児童を取り巻く社会課題」を卒業必修科目として、「授業ユニバーサルデザイン」を選択科目として、また、小学校教諭免許課程における大学が独自に設定する科目として開講する。これらの科目では、教育に関する医療福祉分野について専門的に学修し、発達障害をはじめとするさまざまな児童が在籍する通常学級における学級づくりや授業づくり、そして教育現場に対する深い理解へとつなげていく。さらには、小学校教育と特別支援教育をつなぐ架け橋としての役割を果たせる教師の育成を目指す。また、障害のある児童・生徒とのコミュニケーションを学校現場で円滑に行えるよう、「入門点字」

「入門手話」「障害児者コミュニケーション」の3科目を開講する。教師には、個に応じたコミュニケーション手段として多様な方法を活用することが求められており、口語以外の方法の獲得が期待されている。これらの科目は、視覚・聴覚障害教育の一層の充実に寄与できる科目であると言える。また、講義形式での知識獲得を目指すだけではなく、個々の児童・生徒の障害の状態

や発達段階についての的確な把握に基づく指導目標・指導内容の検討、指導計画の作成といった実践的な演習形式で学修する「自立活動演習」を開講し、特別支援教育のための実践的指導力を身につける科目を提供する。

教育のICT化に対応するため「教育ICT活用演習」を開講する。この科目では、学校現場における校務支援や授業支援のためのシステムや機器、その活用方法について学修するとともに、実際の演習を通して、業務や指導に必要なICTの効果的な利活用につなげていく。

学修の順序性の観点では、上記科目のうち、「障害特性アセスメント」「授業ユニバーサルデザイン」「教育ICT活用演習」は、小学校教育実習や特別支援学校教育実習における観察や指導を通して得られた知識や経験を生かした学びとなるよう、開講を4年次としている。時代の変化によって今後も新たな教育方法や理論、環境、システムなどが学校現場に取り入れられることから、卒業直前の4年次に、最新の内容・手法を学修できる授業内容を提供する。

「ゼミナール」分野では、入学後の1年次から4年次の卒業時まで、切れ目のない教職キャリア意識の形成・醸成を図っていく。具体的には、1年次・2年次に、倉敷市や岡山市の小学校、特別支援学校の現職教員による講話、適応指導教室やフリースクール、本学園に併設する「かわさきこども園」や近隣の幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校における教育支援ボランティアといった学外実習・教育活動に取り組むキャリア教育プログラムを通して、教育現場における課題やニーズを自ら把握し取り組むことができるよう指導を行う。こうした取り組みを基盤とし、3年次は様々な教育課題に対する課題探求活動に取り組む。4年次では卒業研究や教職実践演習のテーマとして、教育課題に関する深い理解と課題解決の糸口を探り、卒業研究として論文にまとめる。このような教育現場での生きた学びの実践と理論を往還させるカリキュラムを提供することにより、学生の着実な学術的知識と高度な実践的指導力の修得を保障していく。

(3) 認定を受けようとする課程の設置趣旨(学科等ごとに校種・免許教科別に記載)

【医療福祉学科 初等・特別支援教育コース(小学校教諭一種免許状)】

2012(平成24)年、文部科学省による「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」において、同じ場で共に学ぶことの追求、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対する最も的確に応える指導の提供、さらに、教育と福祉の連携実現による信頼関係構築の重要性が指摘されている。これ以降も、2016(平成28)年には発達障害者支援法の改正、2017(平成29)年告示小学校学習指導要領では特別支援教育に関する記述が追加され、すべての学校で障害に応じた指導が求められている。文部科学省が発表した2022(令和4)年の「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」では、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた小・中学校の児童生徒数の割合が8.8%となり、10年前と比較し増加傾向にある。こうした背景から、小学校の教室内でも特別な配慮や教育的支援を必要とする児童が、他の児童と共に学べる学びの場を構築することが求められる。さらに、小学校の教室内には、こうした特別な配慮や支援を必要とする児童に限らず、家庭環境の変化による精神的不安、虐待、相対的貧困などの課題を抱えている児童もいる。児童虐待や子どもの貧困は現在増加傾向にあり、文部科学省・厚生労働省も学校における指導・相談体制の充実を訴えている(2022(令和4)年)。このような児童の複雑で多様な状況に対応し、すべての児童が共に学ぶことができる教育環境を実現するには、児童を取り巻く家庭や地域、発達障害に関する専門的な知見を有した小学校教員の養成が喫緊の課題である。こうした課題を解決するためには、現代社会が求めるニーズに対応した小学校教員の養成に取り組む必要があり、小学

校教員に必要な教職や教科指導に関する科目に加え、本学科が開講する医療福祉に関する科目を学修することが不可欠である。そのため、本学科において小学校教諭一種免許状の教職課程を設置する意義は大変大きい。

【医療福祉学科 初等・特別支援教育コース（特別支援学校教諭一種免許状（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域））】

2022（令和4）年、文部科学省による「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告」では、特別支援教育の専門性がある特別支援教育に携わる教師の増員が必要であるとし、教職課程については視覚障害及び聴覚障害の領域が全国に十分分布していないと指摘している。2023（令和5）年の文部科学省による「令和4年度特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査結果の概要」では、特別支援学校教員における特別支援学校教諭等免許状の保有状況として、視覚障害教育は65.5%、聴覚障害教育は61.0%、知的障害教育は90.2%、肢体不自由教育は88.6%、病弱教育は80.8%に留まっており、非保有者の割合が大きい。一方で、共生社会の実現に向けた合理的配慮や多様な学びの場の提供、また、特別支援教育を充実させるための教職員の専門性の向上も課題となっている。そのため、本学科では、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育のすべての領域について学修した特別支援学校教諭の養成を行う。これにより、多様な障害に関する専門的な知識の獲得だけでなく、特別な支援を必要とする児童や発達障害児への専門的な支援ニーズの高まりへの対応や、特別支援学校教諭一種免許状の保有状況の改善にも寄与できると考えられる。また、本学については、各障害領域における心理・生理・病理・治療・リハビリテーション・支援に対応する医療系資格を有する教員を多数擁しており、以下の通り、各障害領域に対して医療福祉の観点から集学的な特別支援教育を行うことが可能である。

- ・視覚障害…視能療法学科（視能訓練士養成）
- ・聴覚障害…言語聴覚療法学科（言語聴覚士養成）
- ・知的障害…医療福祉学科・臨床心理学科・子ども医療福祉学科
（社会福祉士・精神保健福祉士養成）
医療福祉学科 TEACCH 部（自閉症・発達障害支援者養成）
- ・肢体不自由…理学療法学科（理学療法士養成）
作業療法学科（作業療法士養成）
健康体育学科（健康運動指導士、特別支援教諭（肢・病）養成）
- ・病弱…川崎医科大学（医師養成）
健康体育学科（養護教諭・特別支援教育（肢・病）養成）

本学科では、これまでも聴覚障害者及び知的障害者に関する教育の領域に関する教員養成に取り組んできた実績があり、その上で教員養成を主とした「初等・特別支援教育コース」を設置することによって、より高度で専門的な教育内容の提供と充実を図ることが可能となる。そのため、本学科において小学校教諭一種免許状を基礎免許とした特別支援学校教諭一種免許状（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者に関する教育の領域）の教職課程を設置する意義は大変大きい。

様式第7号イ

I. 教職課程の運営に係る全学的組織及び各学科等の組織の状況

(1) 各組織の概要

①

組織名称：	川崎医療福祉大学総合教育センター教職課程部門
目 的：	教育職員免許法の規定による教職課程の円滑な運営を図る
責 任 者：	総合教育センター教職課程部門長
構成員（役職・人数）：	総合教育センター長1名、総合教育センター教職課程部門員9名 計10名
運営方法：	隔週の定例部門会議を開催し、教職課程関連カリキュラムを一元的に管理・運営するとともに、各種教育関係機関及び地域社会との密接な連携のもと、次に掲げる業務を行う。 ア 教職課程カリキュラムの策定、運用及び評価に関すること。 イ 教育実習・介護等体験実習等の実施に関すること。 ウ 教職履修カルテの運用に関すること。 エ 教職課程履修相談及び教職就業支援に関すること。 オ 各種教育関係機関及び地域社会との連携に関すること。 カ スクールボランティア等の学外活動に関すること。 キ 教員免許状の一括申請に関すること。 ク 課程認定の申請業務に関すること。 ケ 教育職員免許法認定講習及び教員免許状更新講習に関すること。 コ その他、センターの目的達成に必要なこと。

②

組織名称：	川崎医療福祉大学教職課程委員会
目 的：	教育職員免許法の規定による教職課程の円滑な運営を図る
責 任 者：	総合教育センター教職課程部門長
構成員（役職・人数）：	委員長1名、副委員長1名、委員12名 計14名
運営方法：	年間10回の定例会議を開催し、各業務に対する計画・準備・活動及び評価について協議する。その際、教職課程委員会規程に則り、教務課、総合教育センター教職課程部門、就職支援センター、教務委員会との密な連携のもと、次に掲げる事項を審議する。 ア 教職課程の履修に関すること。 イ 教育実習に関すること。 ウ 教職課程履修者の免許状取得に関すること。 エ その他教職課程に関すること。

③

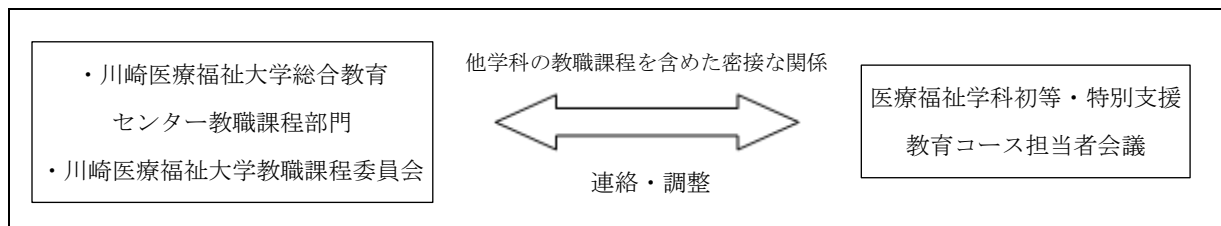
組織名称：	医療福祉学科初等・特別支援教育コース担当学会議
目 的：	教育職員免許法の規定による教職課程の円滑な運営を図る
責 任 者：	委員長
構成員（役職・人数）：	委員長1名、医療福祉学科初等・特別支援教育コース担当教員4名 計5名

様式第7号イ

運営方法：

履修、実習、就業等コース教職課程に関する内容について審議する。適宜開催する。

(2) (1) で記載した個々の組織の関係図



Ⅱ. 都道府県及び市区町村教育委員会、学校、地域社会等との連携、協力に関する取組

(1) 教育委員会との人事交流・学校現場の意見聴取等

〔教育委員会との人事交流〕倉敷市教育委員会と連携して、市内の常勤講師や非常勤講師に関する情報交換を密に行っている。

〔学校現場の意見聴取〕特記事項なし。

(2) 学校現場における体験活動・ボランティア活動等

①

取組名称： 倉敷市学校園ボランティア

連携先との調整方法： HP、e-mail、電話

具体的な内容： 定期的にイベント情報等を学生に発信し、活動をサポートする。

②

取組名称： 総社市学校ボランティア

連携先との調整方法： HP、e-mail、電話

具体的な内容： 定期的にイベント情報等を学生に発信し、活動をサポートする。

Ⅲ. 教職指導の状況

新入生に対しては、入学時のガイダンスにおいて、本学における教職課程の概要と履修モデルを説明する。保護者に対して、入学式当日の保護者会において同様の説明を行う。また、個々の履修指導については、教務委員ならびにクラス担任が、必要に応じて教職課程委員および教職課程担当教員と連携しながら、各学生の希望に沿えるよう指導・支援する。その他、各学期開始前に、学年別の学科ガイダンスを開催する。その際、コース在籍学生に対して、単位取得状況を含む学修状況を確認し、あわせて教員免許状取得希望（領域等）の意思の再確認を行い、学生の状況に応じた指導を行う。加えて、教職課程委員、教務委員、ならびに各ゼミの担当教員で情報を共有し、丁寧な指導・支援が可能となる体制を組み、その維持に努力する。

その他、教職課程部門の実務家教員を中心に、教員採用試験へ向けた各種対策講座や個別相談、面接等の指導を実施する。また、各自治体の採用説明会や学内模試の実施、各自治体及び私立校の教員採用試験や学校支援ボランティア等の情報を提供する。学科の教員と連携し、学生一人ひとりに応じた丁寧な指導・支援が可能となる体制を組む。

様式第7号ウ

＜医療福祉学科 初等・特別支援教育コース＞（認定課程：小一種免）

(1) 各段階における到達目標

履修年次		到達目標
年次	時期	
1年次	春学期	・基礎教育科目の履修を通して、幅広い教養、豊かな感性、人間理解、国際的感覚を身につけると共に、医療福祉の基礎的理解と、専門科目を履修するために必要な基礎的な学力を向上させる。 ・教育の理念や歴史、思想、また児童の心身の発達や学習過程についての理解を深める。 ・社会福祉の理論や歴史、ソーシャルワークの定義、現代社会の福祉課題についての理解を深める。 ・教職を目指す心構えや理想の教師像を持ち、教職を目指すための自己理解と学習目標の設定を行う。
	秋学期	・春学期に引き続き、基礎教育科目の履修を通して、幅広い教養、豊かな感性、人間理解、国際的感覚を身につけると共に、医療福祉の基礎的理解と、専門科目を履修するために必要な基礎的な学力を向上させる。 ・教職の意義や特別支援教育に関する理解を深める。 ・音楽、図画工作、体育に関する専門的事項について理解を深める。 ・発達障害の種類やその特性、また支援の方法に関する基礎的な知識を身につける。 ・教育支援ボランティアに取り組み、学校をはじめとする教育現場での活動に必要な心構えを身につける。
2年次	春学期	・教育課程や情報通信技術を含めた教育方法、生徒指導やキャリア教育に関する理解を深める。 ・生活、家庭に関する専門的事項及び音楽、図画工作、体育に関する指導方法や授業設計について理解を深める。 ・通常学級における発達障害児への支援や共生の視点をもった学級環境、インクルーシブ教育に関する基礎的な知識を身につける。 ・現場教員等による講話や教育現場の実践について深く学び、実習に向けた気概を高める。
	秋学期	・教育制度や地域連携、教育相談やカウンセリングに関する理解を深める。 ・国語、社会、算数、理科、外国語（英語）に関する専門的事項及び生活、家庭に関する指導方法や授業設計について理解を深める。 ・児童を取り巻く社会生活上の課題やライフコースにおける社会課題に関する基礎的な知識を身につける。 ・近隣の小学校を訪問し、教員の職務内容や児童の生活の様子、校内環境等の観察を通して、教育実習に向けた心構えを身につける。
3年次	春学期	・道徳教育、特別活動、総合的な学習の時間に関する理解を深める。 ・国語、社会、算数、理科、外国語（英語）に関する指導方法や授業設計について理解を深める。 ・2年次までの学修内容や教育活動を通して、自ら設定した課題について理解を深める。
	秋学期	・春学期に引き続き、自ら設定した課題について理解を深める。
	通年	・介護等体験を通して、個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深める。 ・学校体験活動を通して、学校の実態や教員の職務、児童の実態など、教育活動の特色を理解する。 ・小学校教育実習を通して、学習指導や学級経営に関する理解を深めると同時に、実践的指導力を向上させる。
4年次	春学期	・障害児教育に関する理解を深める。 ・重複障害者教育に関する理解を深める。 ・3年次に自ら設定し理解を深めた教育課題について、解決の糸口を探る。
	秋学期	・教職課程での学修及び教育実践を通して身につけた資質能力について考察し、教職に必要な使命感や対人関係能力、児童理解や授業指導力の総合的に向上させる。 ・自ら設定し理解を深めた教育課題について、卒業研究として発表することができる。

様式第7号ウ

＜医療福祉学科 初等・特別支援教育コース＞（認定課程：特支一種免（視・聴・知・肢・病））

（1）各段階における到達目標

履修年次		到達目標
年次	時期	
1年次	春学期	・基礎教育科目の履修を通して、幅広い教養、豊かな感性、人間理解、国際的感覚を身につけると共に、医療福祉の基礎的理解と、専門科目を履修するために必要な基礎的な学力を向上させる。 ・障害者との多様なコミュニケーション方法の基礎的理解と技能の基本を身につける。 ・社会福祉の理論や歴史、ソーシャルワークの定義、現代社会の福祉課題についての理解を深める。 ・教職を目指す心構えや理想の教師像を持ち、教職を目指すための自己理解と学習目標の設定を行う。
	秋学期	・春学期に引き続き、基礎教育科目の履修を通して、幅広い教養、豊かな感性、人間理解、国際的感覚を身に付けると共に、医療福祉の基礎的理解と、専門科目を履修するために必要な基礎的な学力を向上させる。 ・発達障害の種類やその特性、また支援の方法に関する基礎的な知識を身につける。 ・教育支援ボランティアに取り組み、学校をはじめとする教育現場での活動に必要な心構えを身につける。
2年次	春学期	・特別支援教育の思想や理念、歴史、制度や経営、また障害者施策の動向に関する理解を深める。 ・視覚障害や聴覚障害の要因となる病理面と心理面及び生理面の特徴について理解を深める。 ・通常学級における発達障害児への支援や共生の視点をもった学級環境、インクルーシブ教育に関する基礎的な知識を身につける。 ・現場教員等による講話や教育現場の実際について深く学び、実習に向けた気概を高める。
	秋学期	・知的障害、肢体不自由、病弱（身体虚弱を含む）の要因や背景となる病理面や併存症・合併症と心理面及び生理面の特徴について理解を深める。 ・児童を取り巻く社会生活上の課題やライフコースにおける社会課題に関する基礎的な知識を身につける。 ・近隣の特別支援学校を訪問し、教員の職務内容や児童の生活の様子、校内環境等の観察を通して、教育実習に向けた心構えを身につける。
3年次	春学期	・特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱）の教育課程及び指導法に関する理解を深める。 ・個々の児童・生徒の障害の状態や発達段階についての的確な把握に基づく自立活動の指導目標・指導内容の検討、指導計画の作成について理解を深める。 ・2年次までの学修内容や教育活動を通して、自ら設定した課題について理解を深める。
	秋学期	・春学期に引き続き、自ら設定した課題について理解を深める。
	通年	・特別支援学校教育実習を通して、障害種や障害のある児童への指導方法や関わり方、また学級経営に関する理解を深めると同時に、実践的指導力を向上させる
4年次	春学期	・障害児教育に関する理解を深める。 ・重複障害者教育に関する理解を深める。 ・3年次に自ら設定し理解を深めた教育課題について、解決の糸口を探る。
	秋学期	・教職課程での学修及び教育実践を通して身につけた資質能力について考察し、教職に必要な使命感や対人関係能力、児童理解や授業指導力を総合的に向上させる。 ・視覚障害、聴覚障害のある児童・生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた指導及び授業設計について理解する。 ・自ら設定し理解を深めた教育課題について、卒業研究として発表することができる。

様式第7号ウ（教諭）

＜医療福祉学科 初等・特別支援教育コース＞（認定課程：小一種免）

（2）具体的な履修カリキュラム

履修年次		具体的な科目名称				
		各教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等	教科に関する専門的事項に関する科目	大学が独自に設定する科目	施行規則第66条の6に関する科目	その他教職課程に関連のある科目
1年次	春学期	教育基礎論			日本国憲法	社会福祉の原理と政策
		教育心理学			健康体育基礎演習	ソーシャルワークの基盤と専門職
					コンピュータ基礎演習	基礎演習Ⅰ
	秋学期	教師論	音楽Ⅰ		総合英語	児童と家庭を支える制度
		特別支援教育論	図画工作Ⅰ		健康体育実技（スポーツ系）	基礎演習Ⅱ
			体育Ⅰ			
2年次	春学期	教育課程論	生活	インクルーシブ教育と支援		児童の心身の発達
		教育の方法と技術（情報通信技術の活用含む）	家庭			レクリエーション指導法
		生徒指導及び進路指導論				障害児者福祉
		音楽科指導法				児童・家庭福祉
		図画工作科指導法				基礎演習Ⅲ
		体育科指導法				
	秋学期	教育と社会・制度	国語（書写を含む。）	児童を取り巻く社会課題		基礎演習Ⅳ
		教育相談基礎理論	社会			
		生活科指導法	算数Ⅰ			
		家庭科指導法	理科Ⅰ			
			外国語（英語）Ⅰ			
3年次	春学期	道德教育の理論と方法				スクール（学校）ソーシャルワーク論
		特別活動・総合的な学習の時間の理論と方法				課題探究Ⅰ
		国語科指導法（書写を含む。）				
		社会科指導法				
		算数科指導法				
		理科指導法				
		外国語（英語）指導法				
	秋学期		音楽Ⅱ			課題探究Ⅱ
			図画工作Ⅱ			
			体育Ⅱ			
	通年	小学校教育実習（事前事後指導を含む。）		介護等体験		
		学校体験活動				
4年次	春学期		算数Ⅱ	授業ユニバーサルデザイン		卒業研究Ⅰ
			理科Ⅱ			
			外国語（英語）Ⅱ			
	秋学期	教職実践演習（小）		教育ICT活用演習		卒業研究Ⅱ
				障害特性アセスメント		

様式第7号ウ（特支）

<医療福祉学科 初等・特別支援教育コース>（認定課程：特支一種免（視・聴・知・肢・病））

（基礎免許状となる課程：小一一種免）

(2) 具体的な履修カリキュラム

履修年次		具体的な科目名称					
		基礎となる教諭の免許状に関する履修カリキュラム				特別支援教諭免許状に関する履修カリキュラム	その他教職課程 に関連のある科目
		教育の基礎的理解 に関する科目等	教科(領域)に関す る専門的事項	大学が独自に設定 する科目	施行規則第66条 の6に関する科目		
年次	時期					特別支援教育に関する科目	
1年次	春学期	教育基礎論			日本国憲法		自閉スペクトラム症概論
		教育心理学			健康体育基礎演習		入門点字
					コンピュータ基礎演習		入門手話
							社会福祉の原理と政策
							ソーシャルワーク の基盤と専門職
							基礎演習Ⅰ
	秋学期	教師論	音楽Ⅰ		総合英語	発達障害児教育総論	障害児者コミュニ ケーション
特別支援教育論		図画工作Ⅰ		健康体育実技(スポーツ系)		基礎演習Ⅱ	
		体育Ⅰ					
2年次	春学期	教育課程論	生活	インクルーシブ教育と支援		特別支援教育基礎理論	TEACCHプログラ ム概論
		教育の方法と技術(情報 通信技術の活用含む)	家庭			視覚障害者の心理・生理・病理	基礎演習Ⅲ
		生徒指導及び進路指導論				聴覚障害者の心理・生理・病理	
		音楽科指導法					
		図画工作科指導法					
		体育科指導法					
	秋学期	教育と社会・制度	国語(書写を含む。)	児童を取り巻く社会課題		知的障害者の心理・生理・病理	自閉スペクトラム症 の児童と家族の支援
		教育相談基礎理論	社会			肢体不自由者の心理・生理・病理	基礎演習Ⅳ
		生活科指導法	算数Ⅰ			病弱者の心理・生理・病理	
		家庭科指導法	理科Ⅰ				
			外国語(英語)Ⅰ				
3年次	春学期	道德教育の理論と方法				視覚障害教育Ⅰ	構造化演習
		特別活動・総合的な学 習の時間の理論と方法				聴覚障害教育Ⅰ	自立活動演習
		国語科指導法(書写を含む。)				知的障害教育	課題探究Ⅰ
		社会科指導法				肢体不自由教育	
		算数科指導法				病弱教育	
		理科指導法					
		外国語(英語)指導法					
	秋学期		音楽Ⅱ				課題探究Ⅱ
			図画工作Ⅱ				
			体育Ⅱ				
	通年	小学校教育実習(事 前事後指導を含む。)		介護等体験		特別支援学校教育実習	
		学校体験活動					
4年次	春学期		算数Ⅱ	授業ユニバーサルデザイン		障害児教育総論	卒業研究Ⅰ
			理科Ⅱ			重複障害児教育総論	
			外国語(英語)Ⅱ				
	秋学期	教職実践演習(小)		教育ICT活用演習		視覚障害教育Ⅱ	卒業研究Ⅱ
				障害特性アセスメント		視覚障害教育総合演習	
						聴覚障害教育Ⅱ	
						聴覚障害教育総合演習	